

氏 名 おお 田 伊 久 雄
 学位(専攻分野) 博 士 (農 学)
 学 位 記 番 号 論 農 博 第 2226 号
 学位授与の日付 平 成 11 年 3 月 23 日
 学位授与の要件 学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
 学 位 論 文 題 目 アメリカ国有林管理の歴史的変遷に関する研究

(主査)

論文調査委員 教授 村 嶋 由 直 教授 野 田 公 夫 教授 岩 井 吉 彌

論 文 内 容 の 要 旨

アメリカの国有林は1891年の保留林法によって公有地 (public domain) が保護されたことに始まった。今日、この国有林は農務省森林局で管理されており、面積は1億9000万エーカーに及んでいる。本論文は、国有林の森林管理に関して、その成立から今日に至る100余年の歴史的な変遷を明らかにしたもので、この間森林局初代長官ピンショ어의経営理念がどのように反映しているかを基軸に据えつつ、国有林と市民との政治力学関係を追究した。全体は資源保管的な森林管理の時期、木材生産中心の森林管理の時期、生態系中心の森林管理の時期の3期に区分し、1～7章で分析している。

第1章は国有林成立の前史を取り上げている。その時期の連邦政府の土地政策は、公有地を農民、製材業者や伐採業者へ売り払うことを基本としていた。しかしそれは、連邦政府の財政面では寄与したものの、森林が大きな企業の手に渡り、略奪的な開発を引き起こした。こうした状況に、議会や政府内部から、あるいは知識人の中から警鐘を鳴らす動きがわき起こった。1891年に成立した保留林法は、大統領に対して公有地の中に民間への払い下げ対象から除外されるべき保留林を指定する権限を与えた。

第2章は指定された保留林が農務省に移管され、国有林管理組織として森林局が設置される時期を分析対象にしている。ここではこうした組織化に果たしたピンショ어의現場職員へ最大限の裁量を与える分権的な組織原則、国民への奉仕の精神および国有林管理の経営理念を明らかにし、在任12年間に国有林体制が飛躍的に拡大したことを指摘した。

第3章は国有林が東部に拡大する時期を取り上げている。東部の土地は私有化され、それが略奪的に利用された結果、各地で火災や山崩れが発生した。このことは1911年のウィークス法および1924年のクラーク・マクナリー法の制定となり、連邦政府の土地購入を制度化した。西部の国有林が主に保留林によって指定されたのに対して、東部のそれが購入によるものであった。しかし一方、前期の西部における急速な国有林拡大の反動として州政府や開拓農民からの国有林開放の要求が強まるなど、森林局は外からの圧力と対決しなければならなかった。

第4章は世界大不況から第二次大戦の時期の分析である。ニューディール政策の一つ、市民保全部隊 (CCC) を受け入れることによって森林局は森林資源の保全を国有林、私有林で展開した。道路網の整備、防火対策、病虫害対策を進め、一方で国民に対して森林・林業に関する理解および知識を広く普及させた意義は大きい。以上の諸章が国有林の資源保管的な森林管理の時期の分析である。

第5章は大戦後の高度成長期の分析で、森林管理の理念を多目的利用・保続収獲法 (1960年) に明文化し、木材生産の拡大を図る経緯を明らかにした。この増産を可能にしたのは、恒常的な生産拡大に対応できる森林資源基盤が戦前期の資源造成によって可能になっていたことや道路網の整備ができていたことなどである。しかし一方、高度成長は国有林を利用するアウトドアレクリエーションを国民の間に浸透させていった。かくして異なる利用形態間の衝突が発生し始めたが、多目的利用という理念のもとで木材生産を軸に経営が展開される。

第6章は木材生産主導の経営の展開と、これに反対する環境保護運動という構図の中でウィルダネス法・国家環境政策法・

国有林管理法などの法整備による議会からの森林管理への介入が進み、これに対する森林局の対応過程が分析される。本章は第2期から第3期への移行過程での分析で、国有林が大量の木材を効率よく生産する方法として大規模に皆伐施業を導入したことが、各地で批判される結果になり、各種の新たな法律が森林施業に一定の拘束を強いることになった。

第7章は国有林に残る貴重な森林生態系とそこに棲む稀少生物種の保護論争を整理し、木材生産主導の国有林経営が環境保護を求める国民の中で、クリントン大統領の政治力によって変革される過程を明らかにしている。新しい森林計画はエコシステムマネジメントと呼ばれる生態系重視の資源管理方法で、これまでの木材生産を重視してきた森林局の理念と大きく隔たるものであり、国有林管理の姿勢は環境保護的なものになったことを実証的に明らかにした。

7つの章に続いて終章で、国民のための森林管理という視点からみたときどのように評価できるかをまとめている。

論文審査の結果の要旨

近年、森林管理にかかわってエコシステムマネジメントと呼ばれる生態系重視の資源管理が提起され、実践に移されつつある。本論文はアメリカ国有林における森林管理についてその経営理念と方法を基軸にして歴史的に分析したもので、国有林の成立と経営理念の確立、その後の展開を解明しており、その今日的な到達点がエコシステムマネジメントであることを明らかにした。評価できる点は以下のとおりである。

1 アメリカ国有林の成立は公有地の民間払い下げ政策に対する見直しを契機にしているが、その経営理念は森林局初代長官のピンショアの現場主義と国民への奉仕という考えによって与えられ、これがその後長らく森林資源の育成とその保管的管理という基本原則になったことを明らかにした。

2 ピンショアの国民への奉仕という考えは、公有地の保留に止まらず、東部地域における新たな購入による国有林の拡張を積極的に支持するものになったことを明らかにした。

3 大恐慌期に国有林がニューディール政策の一つ、市民保全部隊（CCC）を受け入れたことは、国民に対して森林に関する理解及び知識を広く普及させた点でその意義を評価し、国民への奉仕が国民の理解のもとで、フォレスターの現場主義が発揮されていくことを明らかにし、国有林の資源保管的な森林管理が遺憾なく発揮されることを指摘した。

4 第2次大戦後の高度成長は、国有林に対して木材生産の増産を要請したが、森林管理の理念を多目的利用・保続収穫法に明文化し、これに応えたことを明らかにした。しかし、高度成長は森林に対する国民のニーズの多様化が顕在化する時期でもあり、異なる利用形態間で衝突が始まることを各地の実態を通して指摘した。

5 ピンショアの経営理念が、木材生産を第一義的目的にしたものであったが故に、国有林の1960年代以降の増伐の過程で、利用形態間の対立は激しくなり、議会からの森林管理への介入として、ウィルダネス法、国家環境政策法、国有林管理法の成立をみた。そしてその対立を深刻化させているのが、変わらない国有林体質、それが国有林成立以来のピンショアの理念にあることを指摘した。

6 この対立はクリントン大統領の政治力によってエコシステムマネジメントの導入という形で解決が図られることを明らかにする。一面では国有林内部からの必然的な改革であったが、エコシステムマネジメントの採用はフォレスターの価値観の限界を露呈するものであったことを示した。

以上のように、本論文はアメリカ国有林経営の経営理念にスポットを当て、それが今日、国民のニーズの多様化の中で生態系重視の資源管理という形にシフトしつつあることを明らかにしたもので、森林政策論、アメリカ林業論、並びに国有森林の管理のあり方を考える上で寄与するところが大きい。

よって本論文は博士（農学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成11年1月14日、論文並びにそれに関連した分野にわたり試問した結果、博士（農学）の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。